

# 海岸漂着物対策専門家会議（第5回）

平成24年3月13日

## 海岸漂着物対策専門家会議（第5回）

平成24年3月13日（火） 13：30～15：07

環境省第1会議室

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 海岸漂着物対策専門委員の変更のご報告について
2. 海岸漂着物処理推進法の施行状況について
3. 地域グリーンニューディール基金（海岸漂着物地域対策推進事業）の執行状況等について
4. 東日本大震災に係る関係省庁の関連施策のご報告について
5. その他

#### 【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家一覧
  - 資料2 海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果
  - 資料3 地域グリーンニューディール基金の執行状況
  - 資料4-1 治山事業
  - 資料4-2 漁場復旧対策支援事業
  - 資料4-3 水産基盤パンフレット
  - 資料4-4 海洋環境整備事業
  - 資料4-5 直轄河川における漂着ごみの撤去
  - 資料4-6 災害廃棄物処理事業の概要
  - 資料4-7 東日本大震災に係る海洋環境緊急モニタリング調査
  - 資料4-8 東日本大震災による洋上漂流物への対応
  - 資料5 環境省による漂流・漂着ごみ問題に関する主な調査等
- 参考資料

午後1時30分 開会

○雪嶋係員 皆様、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第5回海岸漂着物対策専門家会議を開催いたします。

本日は、財団法人リバーフロント整備センターの竹村理事長様からご欠席のご連絡をいただいておりますほかは、すべての委員の方にご出席をいただいておりますことをご報告させていただきます。

私は、事務局の環境省水・大気環境局海洋環境室の雪嶋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、お手元にお配りした資料を確認させていただきます。

議事次第が、まず1枚目にごさいますして、2枚目に出席者の名簿を配らせていただいております。出席者につきましては、一部の省庁から出席者の変更のご連絡がありましたので、一部変更がございますことをご了承いただきます。

続きまして、資料1、海岸漂着物対策専門家の一覧がございます。資料2につきまして、海岸漂着物処理推進法の施行状況に関する調査結果、資料3、地域グリーンニューディール基金の執行状況、資料4-1としまして、各省の関連施策としまして、治山事業について、資料4-1、資料4-2としまして漁場復旧対策支援事業、資料4-3としまして水産基盤パンフレット、資料4-4としまして海洋環境整備事業、資料4-5としまして直轄河川における漂着ごみの撤去、資料4-6としまして災害廃棄物処理事業の概要、資料4-7としまして東日本大震災に係る海洋環境緊急モニタリング調査、資料4-8としまして東日本大震災による洋上漂流物への対応、資料5としまして環境省による漂流・漂着ごみ問題に関する主な調査等の資料を添付しております。

議事次第には記載がございませんが、参考資料としまして、参考資料1-1、1-2、2-1、2-2を添付しております。参考資料1-1は、長崎県の海岸漂着物対策推進計画でございます。参考資料1-2は長崎県の地域グリーンニューディールの基金事業となっております。参考資料2-1は、沖縄県の海岸漂着物対策地域計画となります。参考資料2-2が沖縄県の海岸清掃マニュアルの抜粋となります。

あと、海岸漂着物対策、この専門家会議の設置要綱についてもあわせて添付しております。

以上の資料を用いまして本日の会議を進めさせていただきたいと思っております。

資料に不備がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、内容の議題に入ります。

その前に、委員の変更について、事務局よりご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

資料1の表面に海岸漂着物対策専門家会議の委員の皆様のお名前を記載させていただいております。裏面をめくっていただきますと、変更事項について記載がございます。

今回、財団法人環日本海環境協力センター専務理事の三田様から財団法人環日本海環境協力センター事務局長の川崎様に委員の変更がございました。

また、所属の変更として、兼廣委員、長野委員、小島委員、役職の変更として西島委員の、以上の変更がございます。

それではまず、今年度から新しく委員になられた川崎委員より一言いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎委員 環日本海環境協力センターの川崎と申します。前任の三田が昨年3月に退任しましたので、その後任です。どうぞよろしくお願いいたします。

環日本海環境協力センターにつきましては、皆さんご承知の方もおられると思いますけれど、日本海及び黄海の海洋環境保全を目的として事業を進めている団体です。一つは、沿岸自治体の連携を枠組みとして事業を進めていますし、もう一つは、NOWPAPということで、北西太平洋地域海行動計画、国連の計画ですけど、それに基づいて事業を進めております。

漂着物につきましては、特に沿岸自治体との連携を図るときには共通認識を持つことを目的として調査を実施しております。

これまでの当財団の経験が少しでもお役に立てれば幸いだと思っていますし、また、逆に、ここで得られた情報を当財団の事業に生かしていきたいと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

○雪嶋係員 ありがとうございます。

では、議事に入ります前に、環境省の水環境課海洋環境室の室長の森よりごあいさつを申し上げます。

○森海洋環境室長 皆様こんにちは。海洋環境室長の森でございます。本日は、本来であれば、審議官の関がこの場に出席してごあいさつを申し上げるところでございますが、福島のほうに除染の関係で、急遽行かなければならなくなったということで、欠席ということで、かわりまして私がごあいさつを申し上げます。

本日は、本当に年度末で大変お忙しい中、当専門家会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから海岸漂着物対策の推進にご尽力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。

この海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物処理推進法第30条の規定に基づきまして、関係行政機関が海岸漂着物対策の総合的かつ効果的・効率的な推進を図るために、連絡調整を行う海岸漂着物推進会議のもとに設けられている会議でございます。

今回、平成21年9月に第1回会議を開催いたしまして、今回は第5回目ということとなりまして、現在、各都道府県におかれましては、法律と、あと基本方針に基づきまして地域計画を作成し、海岸漂着物対策を推進していただいているところでございます。こういった取組に対して実効性、継続性を推進していくという意味からも、国として、こうした施行状況を把握しつつ、適切な対策をとっていきたいというふうに考えております。

また、皆さん御存じのとおり、昨年3月11日には、東日本大震災によって大量の災害廃棄物が海に流出したということで、当該廃棄物に対して、政府全体で取り組んでいるということでございますが、本日は法律の施行状況と地域グリーンニューディール基金の活用状況に加えて東日本大震災に関する漂流・漂着・海底ごみに関する政策につきましても、各省庁から、その関係施策を報告いただけることになっています。

委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○雪嶋係員 それでは、これよりの議事進行につきましては、座長をお願いしております兼廣先生にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○兼廣座長 大妻女子大学の兼廣と申します。よろしくお願いいたします。

お忙しい中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

この前回の会議は、ちょうど1年前の3月8日でしょうか、第4回の専門家会議として開催され、ちょうど2009年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されてから、国の漂着ごみ対策というのは、非常に大きく進んでいるところですが、その進み具合の内容について、前回の会議でも、各都道府県での地域計画等を中心に施行状況、それからグリーンニューディール基金も予算措置として施行されるようになりましたので、その執行状況等についても経過の報告がございました。

今回は、グリーンニューディール基金が平成23年度ということで、最終年度にも当たりますし、現段階でのまとめとして、地域計画等の、さらに新しい施行状況、それからグリーンニューディール基金の執行状況をまとめていただいておりますので、その中身についてご意見等をお願いしたいと思います。

ちょうど、1年前、3月8日に開催されたと申し上げましたけれども、ちょうど、直後と申しますか、3月11日に東日本の大震災に見舞われて、未曾有の大災害を被ったわけです。その際

に大量の建築物等が破壊されて、大量のがれきが発生して、約2,500万トン近いというふうに推察されております。実は、そのうちの一部が、先ほども森室長のほうからお話がちょっとありましたように、海に、海洋に流出しているというふうに言われております。その推計も環境省関連の委員会等で検討されておまして、つい先週の9日でしょうか、報道発表で、海洋に流出したのがれきが、500万トンぐらいに達するのではないだろうか。2,500万トンの全体の2割近いという。海洋に流出したもののうちの海底に沈んでいるもの、それから漂流している、浮いているものもあるわけですが、海底に沈んでいるのが7割程度、それから海洋に漂流しているのが3割程度というふうに推測されております。海洋の漂流しているものについては、現在も漂流中のものも一部あるようで、特にハワイとか、あるいはアメリカの西海岸等に到達、将来するのではないかという、そういう懸念もあり、今後もモニタリングとか、あるいは場合によっては、回収処理等の方法も含めて、こういった漂着物についても検討していかなければいけないだろうというふうに思います。この内容については、後ほど各省庁のほうからもご紹介があると思います。

ちょっと、前置きはそのくらいにいたしまして、座って議事を進めさせていただきたいと思っております。

第5回の専門家会議の本題に入らせていただきますが、まず議事の進め方について、事務局のほうから資料を一通り説明してもらった上で、委員の各先生方のほうからいろんな意見をちょうだいしたいと思います。

先ほど、議題の1、委員の変更等につきましては、既にご説明いただきましたので、議題2の海岸漂着物処理推進法の施行状況について、それと議題3にあります地域グリーンニューディール基金の執行状況等について、事務局のほうから資料に基づいてご説明をお願いいたします。  
○森海洋環境室長 それでは、お手元の資料2及び3を用いまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

まず、資料2をご覧くださいと思います。

1枚めくっていただいて、はじめにということで、今回調査を行ったわけですが、調査の結果としては、平成24年1月末時点のものであるということで、その点をご承知おき願いたいと思います。

それで、調査については、法律の第十四条から二十七条までの各項目につきまして行っております。

それで、まず地域計画に関すること、それから協議会、推進委員、団体等々ということで、

順を追って、それぞれに説明をしてみたいと思います。

それでは、2ページ目をめくっていただきたいと思いますが、これは地域計画の策定状況ということでございます。それで、これを見ていただくとわかりますが、策定済みというふうになっている自治体数としては21、昨年が二つだけであったということで、この1年間の間に、大分進んだという、100%が一番なのでしょうが、それでも、だいぶ各都道府県にはご苦労いただきまして、21自治体が計画を策定し、なおかつ9の自治体のほうで策定中ということを経験を受けております。

続きまして、海岸漂着物対策推進協議会の組織状況ということで、3ページ目を見ていただきたいんですが、組織済みの自治体が23、それから組織の予定が有りというのが2、それから予定が無いのが17ということになっております。

それで、済みということで、約49%、予定有りというのを合わせると全体の53%になるということでございます。

それで、組織する予定が無いとした自治体の挙げた理由としては、対象海岸がないためとか、既存の審議会等を活用とか、地域計画を策定しないとか、そういうことを見受けられたということでございます。

続きまして、4ページでございます。協議会の開催状況でございます。

開催状況につきましては、定期的に開催しているとした自治体は10、それで年間の開催回数というのは1回が最も多かったということで、協議会を不定期に開催していたものも同数の10自治体があり、協議会を開催する主な理由としては、地域計画の策定・変更に当たって、必要な時というのがあげられております。

それから、次のページ、5ページで、協議会の構成員人数でございますが、これにつきましては、大体10人以上40人未満ということで、20人台で構成しているものが一番多かったということで、構成員の内容でございますけれども、自治体の関係者というのが最も多く、次いでNPO法人、民間団体、それから地元の漁協等の代表される方がいたということでございます。

続きまして、6ページでございますが、協議事項でございます。

これにつきましては、協議されている内容としまして、地域計画の作成又は変更に関することが最も多くて23、それから漂着物対策の推進に関する連絡調整というのが19あったということでございます。

それから、7ページ目で、海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況ということでございますが、これにつきましては、委嘱済みとした自治体というのは、三重県のただ1県のみということで

ございまして、非常に少なかったということでございます。

それで、委嘱の肩書というか、職業としては、学識経験者とか、民間団体ということでアドバイザーとして参加していただいているということでございます。

次に、8ページでございますが、海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況ということでございます。これにつきましては、全自治体の72%、33の自治体が既に調査を実施したという報告を受けております。

それで、調査の内容でございますが、9ページでございますけれども、海岸漂着物の量、種類に関するものが最も多かったということで、あとは地理的な状況とか、あと発生源調査ということが見受けられるということでございます。

続きまして、10ページ目でございますが、調査結果の今後の活用方法ということでございます。

これにつきましては、地域計画の策定への基礎資料として活用するということが最も多かったということでございます。あとは、数としては一緒ですが、回収・処理方法とか、重点区域・調査区域の選定とか、発生抑制対策のために使うということが言われております。

それから、11ページ目でございますけれども、ごみ等を捨てる行為の防止措置ということでございます。これにつきましては、普及啓発活動とか、監視活動による防止措置が多く実施されていたということです。普及活動につきましては、不法投棄防止の看板の設置とか、パンフレット等の配布というのをやられていると、監視活動につきましては、監視パトロールというのが最も多く行われていたということでございます。

それで、その他の防止措置としては、不法投棄防止柵の設置とか、あと不法投棄常習箇所への車両の進入防止措置をとられているということが挙げられたということでございます。

続きまして、12ページでございますが、海岸漂着物の処理に関する環境教育の推進ということでございます。これにつきましては、実施している自治体数が27、それで、実施していないのが20と、実施している自治体やや多かったということでございます。それで、東北地方の、今回の震災等で、なかなか対応できないのですが、あとの部分では大体対応できているというふうに思われます。

それから、環境教育・普及啓発の実例ということでございますが、13ページでございます。清掃活動を通して、環境教育・普及啓発を行っているとしたのは13自治体と、最も多かったということでございます。それで、このほかに漁業体験とか、海底ごみ調査ツアーといったことをやっているというところもあったというふうになっております。

続きまして、14ページでございますが、民間団体等の連携・活動に対する支援の例ということでございます。それで、全自治体の半分以上、33自治体が既に連携・支援を行っているというふうに言っております。それで、連携・支援の例ということでございますが、これは清掃ボランティア活動の連携・支援の中で、資材の提供とか、ごみの回収・運搬、あと費用助成というのが挙げられました。あと、次いでは、ボランティア活動保険の加入の支援ということで、この二つが一番多かったということになっております。

それから次の、16ページでございますが、安全配慮の実例ということで、安全配慮につきましては、これもその前のページとダブるんですけども、ボランティア活動保険の加入ということで、保険に加入することによって、安全管理を図っていくということをやっているということです。

それから、海岸漂着物等の取り扱いに関する指導としては、平成21年7月に国土交通省が作成した海岸漂着物危険物対応ガイドラインとか、あと海岸漂着危険物ハンドブックを配布する等、危険な海岸漂着物等に関しての事前説明を行うなどの事例があったということでございます。

それから、17ページでございますけど、連携が想定される民間団体等ということでございます。それで、連携としましては、NPO等民間団体、それから各種組合、漁協とか、森林組合、学校、それから自治会も連携の対象となっているということでございます。

それで、最後のページでございますけれども、各都道府県から挙げた取組の推進に当たっての課題ということで、挙げられているものがあります。法律、それから財政、それから発生抑制、それから情報共有、調査、国外のごみ対策、あと漂流・海底ごみというふうに挙げられておりますが、それぞれ、都道府県で対応している中で国に対して要望しているものがあるわけでございますが、広域的な取組ということとか、あと調査等の国への要望とか、そういうのを挙げられているということでございます。

続きまして、資料3のほうにいただきたいと思いますが、これは、地域グリーンニューディール基金の執行状況ということでまとめた資料でございます。

地域グリーンニューディールは、平成21年から22年、23年と、この3カ年で実施をするということになっておりました。ただ、今回というか、昨年の震災の影響もございますので、震災の影響で、実施上、支障を来している都道府県にあっては、24年度に事業を行うということも現在、財務省のほうから認めていただいております。

それで、資金の充当額等の1ページ目からご説明を申し上げたいと思います。

それでは、グラフと文章が入れかわっていますが、執行額の総額、平成21年度が最も少なく、22年、23年と額が多くなっております。というのは、21年7月に補正予算を認めていただいたので、それから準備して取りかかったということで、当然21年度の執行額というのは少なかったと。それで、残りの部分は22年、23年で使用していったということになっております。

それで、21年から23年を通しての事業、どのような事業に使われたかということでは、回収処理事業が最も多かったということをごさいます、約40億3,252万円ということになっております。

続きまして、2ページ目について、各年度の執行状況ということで、ここで年度ごとにどのようなものに使われたかということを示してごさいます。それで、21年度では地域計画の策定とか、発生抑制対策という部分に割と比重が、額としては当然少ないのですが、比重としては、そちらのほうに多く振り分けられていたということをごさいます。ただ、切り分け困難な部分が7,662万円となっていて、回収・処理とか、発生抑制対策を一緒にやったので切り分けられないとか、そういうことで、こういう部分が残っているということをごさいます。

それから、22年、23年になりますと、やはり回収・処理のほうに重点が置かれておりまして、それぞれ10億円と29億円と、最終年度でありますので、23年度は非常に多くの額が回収処理のほうに回っているというのが見てとれます。

続きまして、3ページでございしますが、これは都道府県ごとに、それぞれグリーンニューディール基金で何をやったかということがわかるような図になっております。それで、北海道を例にとりますと、北海道では発生抑制対策、平成21年度は発生抑制対策をやり、22年度になると、地域計画の策定と回収・処理と発生抑制対策の三つをやっている。それから、23年度になると、回収・処理対策をやったというふうに、こうやって色で追っていくと、どういうことをやったかというのがわかるようなことになっております。

続きまして、次のページでございしますが、事業による海岸漂着物等の回収・処理量ということになっております。これは、23年度はまだ集計ができておりませんので、21年度及び22年度の結果ということになっておりますが、北海道で5,000トン以上の処理量になっているという具合で、長崎等、ニューディールの基金が多く配分されているところは、まだ23年度の結果が出ていないので、どうしても量としては少ないというような形になっています。

続きまして、5ページでございしますが、回収物の内訳ということをごさいます、21年、22年を通じて流木・木材といったところが多かったということをごさいます。それで、大半が流

木であったということでございます。

それから、回収の理由でございますが、(3)でございますが、最も多かった回収理由としては景観上の配慮ということで、これが897件に達しております、それから海水浴場でのごみの収集、これが417件、それから環境への影響ということで398件ということと、あと観光地なので、316件のところで回収を行ったということが理由として挙げられております。

それで、最後のページでございますけれども、国からの財政措置に係る関係者からの要望・改善点の提案ということでございます。

それで、海岸管理者から市町村への補助により回収事業とボランティア団体への補助、漂流ごみの処理費用に関する補助制度の創設などが提案されているということでございます。

それで、言われているのは、恒久的な財政支援措置が欲しいということがよく我々の耳に各都道府県のほうから入ってきているということでございますが、ただ、グリーンニューディール基金、一応今年で終わりという形になっておりまして、来年度以降、何らかの対策はとらなければいけないというのは、環境省の考えでございますけれども、現在の財政事情等がございまして、なかなか財務省にお願いしても厳しい状況でございます。今後の状況を見ながら、しかるべく対応していきたいというふうに考えております。

以上でご説明を終わります。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。

これまでの漂着物処理推進法の各都道府県での施行状況、それから平成21、22、23年度のグリーンニューディール基金の執行状況等についてご説明いただきました。

この内容についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 ご説明ありがとうございました。グリーンニューディール基金の配分を受けていない、申請しなかった県が幾つかあって、その多くは海に面していない県が多いようなのですが、海がある県でも、グリーンニューディールを使っていらない県があります。必ずしもそういうところがごみ問題に困っていない、あるいはごみを排出していないところではないと思います。地域名を出して恐縮なのですが、例えば広島県は、私も何度もあちこちの海岸へ行っていますけれども、海岸の実態としてはかなりごみが堆積しているところも見受けられますし、一部の特定漁具、広島で使っているものが外国にまで流出しているということは、世界各地で指摘されているところがございます。こういったところに対して、あくまでも県の申請が基本になっているというのが今までだったとは思いますが、国の対策として考えたときに、やはり何らかのヒアリングなり、実情ですね、例えばグリーンニューデ

ィール基金は要らないけれども、その分、県でどういう対策をしているかとか、そういったことを国として把握していただきたいと思うのですが、今後のご予定等についてお考えがありましたら、ご説明をお願いします。

○兼廣座長 手を挙げられなかった県について、その背景等、おわかりのところがあったらご説明願えればと思いますが。

○森海洋環境室長 幾つかの県で、うちのほうは要らないと言っている県があるというふうには聞いておまして、どうしてかというところについては、ちょっと私もすみません、把握しておりません。ただ、岡山県とかだと、一応配分したのですが、使わないということが言われたのですが、そこは対策としては、海底ごみのほうに重きを置いていて、そちらのほうの対策であればやるけれども、漂着ごみについては、そんなに量は多くないという認識でございました。

それから、今回、グリーンニューディール基金の延長の話で、大分県とは補佐が話をしたのですが、大分県は、自前の資金を使ってやるような仕組みを考えているということで、グリーンニューディール基金を平成23年で全部使って、これ以降は、24年度以降は自分ところでやるというようなことで対応されるというふう聞いております。

あと、静岡等は私のところでまだつかめていないので、もしつかめたら、またご報告をしたいと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○田中委員 資料2の最後に課題というのがございますけれども、それぞれの県がいろいろ努力をして、漂着物の対策をやっていると思うのですが、こういう情報を共有するというのが大事なと思います。それで、18ページのところにも、国の調査研究事業などの調査結果を情報発信、情報提供と、こういうようなことで、私ども鳥取環境大学でも、環境省の予算で調査に取り組んでおりますけれども、国内シンポジウムとか、国際シンポジウムをやっておりますので、そういうときに、環境省から、こういう関係者に情報を投げさせていただいて、こういう場があるというのを出していただくとか、あるいはそういうところに集まって情報を提供するという、そういうことをできればお手伝いしたいと思うのですが、一緒にできればありがたいと思います。

○兼廣座長 いかがでしょうか。

○森海洋環境室長 やれるところというか、ぜひともそういった協力をして、普及とか、調査とか、協力できたらというふうには考えております。

○兼廣座長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

○長野委員 2点ほどちょっと教えてほしいのですが、9ページに、調査内容で漂着物の量、種類とか、発生源調査というのをやっているのですが、全く従来に見られないような漂着物とか、従来に見られないような発生源というのは、あったのかどうかということと、それから13ページで、関係者の交流というのが、どうもこの地域の中だけの、県内の中だけの交流のような感じがするのですが、広域的な交流というか、瀬戸内海であれば、県をまたいだ交流みたいな、そういうものはないのでしょうか。

○兼廣座長 ご説明をお願いします。

○森海洋環境室長 まず、調査の内容につきましては、今回のアンケートでは、各都道府県に対して、詳しくそこまで突っ込んで回答をいただけていないので、我々のほうでは今つかめていないというのが実情でございます。

それから、関係者との協力ですが、これにつきましては、一部、それぞれやはり県内とか、各都道府県内でやられる例が多いのですが、例えば三重県と岐阜県、それから愛知県等は、伊勢湾の周辺の地域ということで、協力体制をとっていると伺っております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。今、長野先生からご質問あった、先ほどの調査内容の中で、地理的状況、海岸特性によっていろいろ違いますので、それから発生源調査等も、将来的には具体的な内容というのは、整理していただけるのでしょうか。

○森海洋環境室長 はい。整理したいと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。

○藤枝委員 この1ページ、資料2の最初のページに法律が書いてあるのですが、今回の議題は、海岸漂着物処理推進法の施行状況についてということで、話題が都道府県だけになっているのですが、ぜひとも次回からは、恐らくこの後に国がやられた施行に関するいろいろな情報が出てくるのだと思うのですが、国もここのステージ、同じステージですので、同等にこういう調査をやっていただいて、各条項に対して国はどういうふうに対応したかというのをわかりやすく示してもらおうようにしてください。どうぞよろしくお願いします。

○森海洋環境室長 了解いたしました。

○兼廣座長 このアンケートだけで終わらないでほしいということでしょうか。

○藤枝委員 この法律の主語の部分に、地方公共団体で、国はというのも入っています。ですから、国もちゃんと、ここの資料の中に載せていただきたい。

○兼廣座長 ほかにございますでしょうか。

○渡邊委員 3点ほど、調査結果と、それからグリーンニューディールに関しまして、お伺い

したい。1点目は、調査に関して、これだけだとちょっとわからないので、さらに詳しいことがわかればということで、1点お伺いしたい。12ページに環境教育のことが書いてありますが、海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進でやっているというところがたくさんありますが、これはどういう人を対象に、どういう場で、どういう形でやったのか、もしわかれば教えてほしいというのが1点目であります。

2点目は、ちょっと聞きにくい話ことをあえて事務局にお伺いしますが、最後のページで、法律のところ、海岸漂着物処理推進法の所管を国土交通省とすることと、こう書いてありますけども、これは一体どうしてなのか。例えば、環境省よりも、国土交通省のほうが予算が取りやすいとか、あるいは事務がスムーズだとか、何かそんなことかなという気もするのですが、その辺のところを教えてくださいというのが2点目であります。

3点目ですが、グリーンニューディールについては、先ほど事務局からご説明がありました。私が聞いていましたところでは、一応、基金は3年だけでも、余ったお金については24年度も使えるというような形で説明を受けたことがあります。それが一体、事実なのかどうか。もし、それが事実であれば、またちょっと、さらに質問をさせていただきたいということになります。

以上です。

○森海洋環境室長 今回の環境教育につきましてですけれども、すみません、やはりアンケートの中で、そこまで詳しくは挙げてないものですから、それにつきましては、ちょっと、我々でも把握できていないということでございます。

それから、法律につきましては、要は、都道府県のほうとしては、海岸管理者がこういったものを扱ってもらいたいということがあるというふうにお聞きしております。

それから、グリーンニューディールにつきましては、先ほど申し上げましたように、震災の関係もございまして、24年、要するに震災対応で事業の実施が遅れるとか、あと震災で発生したものが自分のところの海岸に来る可能性があるとか、そういった可能性のあるところにつきましては、平成24年度に事業を実施してもいいということをお知らせをしたところございまして、それによって、申請ベースで、各自治体の判断で、延長する、しないを決めていただいて、申請を上げてきていただいております。

○兼廣座長 どうぞ。

○渡邊委員 最後の点ですけれども、そうしますと、60億あったお金については、各県に配分をし終わって、配分したものについては、一度配分したところで余っている県がそれぞれどう

するかということなのか、あるいはもう一度、全部使い残した分が幾らぐらいあるというのを想定して、それをさらに、配分するというようなことをされるのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○森海洋環境室長 はっきり言えば前者ということで、各都道府県にもう配分したものについては、再配分というのはできませんので、その都道府県で判断いただいて利用していただくということになっております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

一部、取組の中で、宮城県とか入っているのですが、これは震災前の取組のアンケートの結果では、状況になっているのでしょうか。

○森海洋環境室長 はい、そのとおりでございます。

○兼廣座長 ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、次の議題に移らせていただいて、また最後に少し全体的な討論をしていただければというふうに思います。

それでは、引き続き、議題4に当たります東日本大震災に係る関係省庁の関連施策のご報告についてということと、もう一つ、議題5になりますが、その他で環境省より漂流・漂着ごみに係る主な調査等についてのご説明をいただきたいと思います。

各省庁からのご説明を、まず、お願いいたします。資料4-1、林野庁のほうからお願いいたします。

○鈴木森林整備部治山課 林野庁の治山課の鈴木と申します。本日は山地災害対策室長の井上が業務の都合で出席できませんので、私からご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料4-1の治山事業の関係でございますけれども、東日本大震災に係る施策につきましては、中段の主な内容の1番に、津波等に備えた海岸部の対策がございます。これにつきましては、東日本大震災で青森から千葉にわたる沿岸部の保安林、いわゆる海岸防災林が津波により壊滅的な被害を受けたことから、その再生を図る事業でございます。被害を受けた海岸防災林のうち、森林が残ったところにつきましては、森林が漂着物を捕捉するといった効果がありました。この森林が捕捉した漂着物でございますけれども、海岸防災林の再生復旧の事業で森林を再生する際に、あわせて取り除くこととなっております。24年度予算の要求額ですけれども、防災林造成事業を41億円要求しております、このうち、東日本大震災の被災地向けを20億円要求

しているところでございます。

また、このほかに、保安林を守るための防潮堤についての災害復旧事業でも、そこに漂着物があれば、あわせて取り除きます。防災林造成事業と災害復旧事業をあわせた予算額については、23年度の第1次補正予算から24年度当初予算までで、合計で約590億円となっております。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

引き続きまして、水産庁のほうから、資料4-2及び4-3についてご報告をお願いいたします。

○西寄漁場資源課課長補佐 水産庁の漁場資源課でございます。資料4-2でございますが漁場復旧対策支援事業ということで措置されて、本年度の1次補正と3次補正で措置されたものでございます。この内容は、漂流物・堆積物等の回収・処理を支援していくということでございまして、大きく分けまして、下の事業内容にございますが、漂流物回収、それから堆積物除去、この二つにつきましては、専門業者によります回収・処理を都道府県のほうが発注して行うものでございます。

それから、3番目は、漁場生産力回復支援事業でございますが、これは、漁業者の取組によりまして、がれきの撤去のための支援を行うものでございます。

それから、(4)でございますが、これは3次補正で措置したものでございますが、漁場の環境調査事業のがれき撤去後の漁場の回復状況等について調査する事業でございます。

これは、実施主体は、委託先及び事業実施主体と書いてございますが、都道府県、市町村、民間団体等と書いてございますが、これは都道府県が事業を実施するものでございまして、市町村は、今のところはございません。

それから(4)につきましては、民間団体等ということで、水産研究センター、それから各県の水産試験場が共同でやっておるところでございます。

事業の期間は、これは漁場の復旧のためでございますので、緊急に、早期に回収できるように本年度と24年度で事業を実施するものでございまして、必要に応じてまた平成25年度もできるように、措置されているものでございます。

続きまして、次のページの資料4-3でございますが、水域環境の修復特別対策ということでございますが、こちらは公共事業でございます。こちらは、漁場造成された漁場の施設の被災とか、藻場・干潟の喪失等に対しまして、漁場の生産力の回復を図るための事業でございます。

こちら、一つは被災の状況調査ということで、造成されました漁場の施設の被災状況の把握等の調査をするものでございます。

それからもう一つは、漁場生産力回復のための漁場整備ということで、ここにありますような魚礁等の事業につきまして施設の復旧等をするものでございます。補助率は2分の1ということで実施主体は地方公共団体で実施をするものでございます。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

引き続きまして、国土交通省のほうから、資料4-4及び4-5についてご報告をお願いいたします。

○佐川国際・環境課課長補佐 国土交通省の港湾局国際・環境課の課長補佐をしております佐川と申します。よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、津波によって東北沿岸域に発生した漂流物の回収ということでご覧のペーパーの中身について説明させていただきたいと思っております。

4-4の裏面に東北での活動状況を書いてございますが、その前にそこで活躍した船というのは一体何なのかというのを説明するために表の資料を載せております。ここを初めに説明させていただきたいと思っております。

国土交通省の設置法の中で海洋の汚染に関する防除ということがございまして、その海洋の汚染の防除に対応するために、全国にご覧の11隻の海洋環境整備船を配置しております。199トンほどの、それほど大きな船ではございませんが、ご覧のような船で、全国のいわゆる閉鎖性水域のごみについて、通常業務、担務しております。ただ、自分たちの担務海域以外で、今回のような事案が発生した場合は、国土交通大臣の事業指定を持って担務海域以外のところにも派遣できます。ということで、今回、津波発生後に派遣したのが、次のページ、ご覧になっていただきたいと思っておりますが、全国11隻の中のうちの4隻を今回の震災対応ということで派遣させていただいております。

左側に漂流物の回収状況ということで載せてございますが、漁網ですとか、あるいは大きな巨木ですね、根こそぎやられた状況、こういったものを回収しております。

清掃船の特徴としては、ただ単に小さなごみを回収するだけではなくて、ご覧のような多間接アームといったクレーンも載せておりますので、比較的大きな原木等も回収することができるようになっております。こういった漂流物が1本でもありますと、高速船とか、ぶつかった際、非常に大きな事故につながりますので、ごみの量は六千数百立米ではございましたけれど、かなり交通の安全に寄与するということで、大きな仕事をしてきたということでございます。

派遣期間は、4月下旬から6月の中・下旬ということで、約2カ月間、ご覧のような6,700m<sup>3</sup>の

量を回収したと書いてございますが、この6,700という数字は、全国11船が1年間で回収する量に匹敵するものでございます。

以上、私どもの港湾局のほうが行ってきた海洋環境整備船の状況について、なるべくわかりやすく写真を中心にして説明させていただきました。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

次の資料の4-5をご説明お願いいたします。

○空閑河川環境課課長補佐 続きまして国土交通省水管理・国土保全局河川環境課でございます。今し方、海洋環境ということで御説明ありましたが、今度は川の取組についてご説明いたします。東日本大震災におきまして、津波によって大量のごみが川の中にも、河道の中にも堆積している状況でございました。このようなごみに関しては、洪水が起きると、これが安全に流下する阻害になるということで、河川の管理施設、堰とか樋門とか、そういったものの操作の支障になるということで、2次災害を起こす可能性があるということで、これらの撤去を早急に行ってまいりました。

現在のところ、水中部に深く埋まっているものを除いて、河道内からの撤去を昨年のお出水期、夏の洪水期の前までに既に完了してございまして、今はそういった作業台船等によって地元の関係者とも連携しながら、河道内に沈んでいる車両だとか、そういった船舶とか、そういったものの引き揚げを実施してございまして、これにつきましても、今年の夏までには完了する予定でございます。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

引き続きまして、環境省のほうから資料4-6から8、それと資料5についてご説明をお願いいたします。

○村山廃棄物対策課課長補佐 環境省の廃棄物対策課の村山と申します。資料4-6でご説明いたします。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業というようなことで、今回、東日本大震災においては、大量の災害廃棄物が発生しておりまして、環境省では、市町村がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで、生活環境の保全、そして公衆衛生の確保を図ることを目的としたということで、災害廃棄物処理事業というような事業で支援しているところでございます。

それで、この事業の内容でございますが、表をご覧くださいと思います。通常の場合は、国庫補助率は2分の1で、残りの2分の1に対して80%を地方交付税措置というようなことで対応したのですけれども、阪神・淡路のときは、地方財政措置分を95%というようなことでありましたが、今回、東日本大震災につきましては、非常に災害の規模が大きくて、被害も広範囲に及ぶというようなことで、実質、地元の負担がないような形で、まず特定被災地方公共団体については、補助を50、あと80、90%というような割合にしておりまして、その残額を一部グリーンニューディール基金、そして地方財政措置で支援することによって、全額国費というような形で支援しているような状況でございます。

以上でございます。

○森海洋環境室長 続きまして、資料の4-7をご説明させていただきたいと思います。

東日本大震災に係る海洋環境緊急モニタリング調査ということでございまして、これは震災後、海洋に有害物質等が流れ出ていないかどうかということモニタリングするために、備船いたしまして調査を実施しております。それで、調査場所といたしましては、宮古、陸前高田、気仙沼、南三陸、それから石巻、東松島、仙台、名取、相馬、この9カ所をやっているわけでございます。その際に、各測点、沿岸から1キロ、10キロ、20キロの地点で海水と、海底の土の成分を分析したわけでございますが、その際に、サイドスキャンソナーを用いまして、その辺り測線上に海底にごみ等がないかどうかというのを調査いたしました。その結果ですが、結果として、あまりたくさんは見つからなかったのですけれども、宮古-1付近では、係留索とか、あとホームタンク、石油を入れておくタンクではないかというふうに言われているのですが、そういったものがあつたということと、陸前高田では、養殖施設の残骸と、ロッカーみたいなものが見つかったと、それから南三陸-1~2の間の4地点で、ワイヤー、それからカキ殻、それから養殖施設のおもりですね、シンカー、それから人工魚礁というのが見られた程度で、あまり震災起因のものであるものというのは、はっきりと見つかっているわけではなかったということでございます。

続きまして、資料4-8でございますが、これにつきましては、東日本大震災において洋上に流れ出た漂流物への対応ということで、これにつきましては、ハワイ大学のマキシメンコ教授等が海洋に流れ出たごみがハワイを通り越して、西海岸のほうまで漂着するという予測を立てて公表したわけでございますが、アメリカも非常に関心を持っていることでございますので、我が国としても、これについては総合海洋政策本部事務局のもとに、関係省庁が集まって対応をとっていかうということになっております。

それで、現状調査ということで、衛星画像と、あと漂流物の現状調査を航空機、それから漁船等の船舶からの情報の収集ということで対応していたわけですが、②の今後の体制の中に書いてある②シミュレーションモデルによるがれきの漂流予測ということにつきましては、環境省が役割分担ということで、予算要求をしまして、3次補正によってシミュレーションモデルをつくるということで、今やっているわけですが。これにつきましては、現在京都大学においてモデルの構築等をやっただいておまして、今月中旬ごろにはそれができ上がるということで、その結果をもとに、今後また関係省庁等とも対応を検討していくということになっております。

それで、その裏を見ていただくと、モニタリング調査の概要ということで、これはシミュレーションモデルのことですが、京都大学と契約いたしまして、シミュレーションモデルということで、地球シミュレーターを使って、予測モデルを動かすと。近いところと遠いところ、日本からちょっと遠くなったところで、モデルがちょっと精度を変えて、10分の1度のモデルと、あと全地球1度のモデルで、そういったことで、予測を行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○兼廣座長 ありがとうございます。

資料5のほうと説明はよろしいのでしょうか。

○森海洋環境室長 すみません、続きまして資料5でございますが、平成23年度の主な調査ということで、環境省が行った調査についてご説明をさせていただきます。

まず、一番上の漂着ごみ状況把握調査ということで、海岸管理者、民間団体及び市町村等の関係主体による清掃活動とか、環境省事業による海岸の漂着ごみの回収等の情報を活用して、現存量というのを把握していこうということで、季節当たりの漂着量とか、そういったファクターを加味しながら、全国的に漂着ごみがどうなるかということ把握していくという事業でございます。

それから、漂流・漂着・海底ごみの原因究明・流出状況分析調査ということで、これにつきましては、元来、漂着ごみにしか焦点が当てられていなかったのですが、国会の附帯決議等もございまして、漂流・海底ごみについても原因究明とか、実態等を把握する必要があるということで行っている事業でございます。すみません、間違えました、それは下です。

それで、上のほうは、この事業によりまして震災で発生した災害廃棄物の総量推計、先ほど座長のほうからお話がありました480万トンという推計を行ったわけですが、それについまし

て、この事業によって委員会を開いていただいて、総量の推計を行ったということでございます。

それから、漂流・海底ごみの実態把握調査と、これは先ほど申し上げたとおり、漂流・海底ごみについての実態把握をしたということでございます。

それから、海岸漂着物処理協力対策調査ということで、これは、海岸漂着物に関する国際的な対応を進めるということで、日本海を中心に冬場見られる廃ポリタンクの現状を把握するというをやった事業でございます。

それから、その他の国際的な取組といたしまして、多国間協力ということで、NOWPAPのもとで、日本、韓国、中国、その3カ国プラスロシアですね、のもとでごみ対策について協力を行っていくということをやっております。

さらに、TEM、日中韓三カ国環境大臣会合でございますが、これにおいても、我が国の大臣からごみ対策ということで、三カ国の協力を呼びかけております。

それから、二国間協力でございますが、これにつきましては、海外から廃ポリタンクとか、医療系廃棄物が漂着するわけでございますが、韓国、それから中国に対して、そういったものの状況の把握とか、注意喚起というのを外交ルートを通じて行っているということでございます。

以上でございます。

○兼廣座長 どうもありがとうございました。

各省庁の大震災に係る関係省庁というか、各省庁の施策の状況について、概略ご説明いただきました。この内容について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○長野委員 2点ほど。一つ、水産庁の水域環境の修復特別対策の資料4-3の中に、コンクリートがら等とあるのですが、コンクリートはちょっとイメージがわくのですが、この等というのは、コンクリートがら等再生可能な云々、全部等がついているのですが、どういうものを想定しているのか、金属とか、木とか、いろいろあるのですが、それが1点。

それから、漂流と洋上漂流の境目、言葉の使い方というか、定義の違いみたいなものを教えていただければと思います。これは資料4の後ろのほうの、国土交通省のほうは、漂流とか、洋上漂流とか、そういう言葉を使い分けているのですが、漂流というのと、洋上漂流というのは、どういうふうに区分けしているのか教えていただきたい。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。水産庁のほうから、今のご質問に対して。

○西寄漁場資源課課長補佐 今おっしゃられたコンクリート等のことでございますが、幅広く

可能なものを対象にされているのではないかというふうに思っておりますが、ちょっとすみません、具体的にここを所管している者が来ているわけではございませんが、事業として幅広く対応できるように措置されておるといふふうに考えております。

○兼廣座長 もう1点のほうは。環境省か、あるいは国土交通省のほうから、もう一つ目のご質問に対してお答え願えれば。もう一度言ってもらえますか。

○長野委員 洋上漂流という言葉と、ただ単に漂流という言葉が出てきているのですが、その区分けというか、どういう定義で、洋上漂流という言葉にしているのか、あるいは漂流という言葉にしているのか、それをちょっと教えてほしいと。

○兼廣座長 いかがでしょう。何か深い意味があるのでしょうか、違いについて。

○佐川国際・環境課課長補佐 港湾局の国際・環境課の佐川でございますが、先ほどの資料の4-4でご説明させていただいた漂流物の漂流というのは、ただ単に海に浮かぶごみということでございまして、特に大きな定義はございませんが、私ども、今回の会議に合わせて、浮遊ごみと我々、普段使っておりますが、漂流ごみということのほうが一般的におわかりかなということで、この言葉を使ってまいりましたが、要するに、海面に浮かんでいるごみ、これを回収するという報告は資料の4-4でございます。それ以外の使い方については、ちょっと私のほうは承知しておりませんが、4-4については、以上が補足でございます。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。特に違いは。

○森海洋環境室長 環境省のほうの資料の4-8のほうで使われている洋上漂流物への対応ということなのですが、意識して、そういうふうに区分けしたわけではないのですが、この場合には、外洋に流れていったというイメージが我々強かったものですから、ただ単に漂流物というよりは、洋上に流れ出て、アメリカのほうとか、回遊していくというニュアンスを出したかったものですから、こんなことになったというふうに理解しております。

○兼廣座長 多分、厳密に分けたわけではなくて、外洋という意味……。

○長野委員 占有水域から外を洋上というのか、その辺ちょっと。

○森海洋環境室長 そこは明確に定義してはありません。要は、手の届かないところに流れ出ていったというところで、その洋上という認識でおりました。

○兼廣座長 ほかに。

○渡邊委員 漂流・漂着ごみの問題につきましては、とにかく発生源対策が急務だと思いますが、その点で、ご説明いただいていることについて、さらに突っ込んでご質問したいと思います。国際的な取組ですね、三カ国環境大臣会合、毎年開かれているようですけれども、これで

各回ごとに進展があるのか、具体的にどういう成果があるのかという点をちょっと教えていただきたいのと、二国間協力でも、原因究明対策実施を要請しているということですが、その実績を教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○森海洋環境室長 多国間協力の部分につきましては、NOWPAPのほうでは、RAP-MALIとあって、マリン・リッターに対する取組ということで、各国がそれぞれのラック、地域機関ですね、そこで研究というか、対策というか、実情を調べながら対応していただいていると。それから、TEMM、日中韓の三カ国環境大臣会合においては、小沢大臣のときに強力に申し入れをしてもらったのですが、その後、取組を続けるということで確認をしているのが実情でございます。それで、なかなか韓国とか、中国は出すほうの立場というか、状況なので、日本が申し入れをして、日本に流れ着いてくるので何とかしろと、してほしいというふうに常に言い続けているようなことが実情であります。

それで、対応して、韓国は、割と出さないように努力もしてきていただいている、廃ポリタンクもそう多くは、今シーズンは流れ着いておりません。昨年は非常に多かったのですが、どういう関係かはわからないのですが、もしかしたら風のせいかもしれませんし、その状況ははっきりとはわかりませんが、今年はいくらか減っていると。

それから医療系廃棄物につきましては、昨年大量に流れ着いたのですが、今年は、実際流れ着いていないと。これもある程度期間を見ないと、本当に対応していただいているのかどうかはわかりませんが、そういったことで、連絡を密にとりながら、こちらからは働きかけ続けるということで対応しております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。

二国間協力については、ちょっと補足しますと、先ほどもちょっとご説明あったのですが、ポリ容器の漂着が10数年間続いている、その対応については2009年、10年ぐらいでしょうか、日韓実務者協議というのを日本と韓国、お互いに2年間やりまして、日本への漂着の状況、問題点等を検討して、主に韓国からのごみが多いですので、その対応をお願いして、韓国でも積極的に取り組んでいただいていますので、ポリ容器については、近いうちに漂着は、今年も非常に少ないというふうに聞きますので、そういう対応があるいは効果が出てきているのかもしれない。

それともう1点は、日本のEEZの周辺で、違法操業による、いわゆる大量の漁具が海底に沈んでいる、これも非常に大きな問題でして、日本が回収して処理しているのですが、主に、中国とか、やはり韓国のいろんなかごとか、刺し網とか、それについてもやはり実務者協議の中で

ゴーストフィッシングの原因になりますので、そういう対応をしてほしいという旨は日本の政府というか、外務省を通して、お願いしているという状況です。

○西島委員 推進法ができて3年、今全部いろんなお話をお伺いしましたけれども、去年は地域計画を策定された県が2カ所だったのが、今年度21地域で策定されたとのこと、だいぶ進展したと思います。といいながら、この推進法の終わりになる時期、もしくはニューディール基金の終わりになる時期が迫ってまいりました。この3年間を振り返ってみて、そろそろ評価するには、少し早いかもしれませんが、暫定的な取りまとめ、この推進法が漂着ごみにどのような良い施策を展開できたのか、また、この50億円のお金がどれだけ有意義に使われたのか、こういうことをそろそろ少し中間的に考えなきゃいけない時期に来ているのではないかと思います。実は私、今日はそういう話が少し聞けるかなと思っておったのですけれども、何かご見解なり、ご意見があれば、まだまだ中間的ということでも結構でございますが、お伺いさせていただければ幸いです。

○兼廣座長 いかがでしょうか、非常に大事な質問かなというふうには思うのですが。

○森海洋環境室長 まずは、海岸漂着物処理推進法ができたことで、海岸管理者がはっきりし、都道府県が責任を持ってやりなさいという、そういったことでまず第一歩が進んだということが大きな点であって、それで、それによって基本計画の策定が進み、今後の体制ができたというのが我々の認識でございまして、これに基づいて、今後ごみ処理について協議をしていくと、都道府県内で、地方公共団体の中で対応していくところがはっきりしてきた。

それで、グリーンニューディールにつきましては、お金が60億という、まとまったお金を各都道府県に配ったわけございまして、それによって、何が動いたかといったら、ある程度ごみが回収できたというのが一番大きなところではあるのですが、やはり、それぞれの地域計画をつくって、それを回収する仕組みみたいなところを、そこが動き始めたというのが大きな第一歩であると思います。

それで、今後、ずっとグリーンニューディールみたいに、10分の10の補助率でやっている、いつまでたっても物事は進まないということも、これは個人的な見解なのですが、思っております、今後、それぞれの地域でごみ対策として、それぞれの取組みを支援する形で何らかのことを考えられたらというふうに私は考えております。

○兼廣座長 グリーンニューディール基金、約60億のうち、最初のほうのデータでありましたように、70%近くが清掃に使われていて、もちろん、地域計画の作成にもそれなりには使われているのですが、若干、ちょっと心配な部分もあるかなという気がいたします。

ほかのご質問等、小島先生、どうぞ。

○小島委員 グリーンニューディール基金につきましては、私も10分の10をすべてにおいて継続するというのは、必ずしもいい面だけではないだろうというのは同感です。ただし、やはりごみの問題というものは、地域によって対応力も、それから漂着してくる状況も大きく違いますので、できれば一律ではなくて、状況等に応じた、あるいは地域の取組の努力量に応じた対策という柔軟なことを今後も検討していく必要があるのではないかと思います。

それと、質問なのですけれども、いろいろご報告をいただいているのですが、過去にもう既に終了した委員会等も含めて、さまざま、特に環境省の実施されてきた調査等はあると思うのですが、ウェブサイトを見ますと、まだ一部のものしか結果の公表がないようでして、特に震災等で大変緊急の対応でお忙しいというのはわかるのですが、やはりできるだけ速やかな公表をして、国民にそういった結果を共有していただけるというようなご努力を続けていただきたいと思います。

そして、国による支援というのは、市町村に行っても、それから都道府県に行っても、今後のそういう国からの応援が見えないと、自分たちとしても踏み出しにくいというのが、施行当時から言われたことで、3年たって、やはりその状況は変わらないと思います。不幸にして震災ということが予算面で大きく影響してしまっているというのは、私もわかってはいるのですが、けれども、グリーンニューディールが終わって、どうなるのかという、単なる短期的なことではなくて、本来であれば、緊急雇用予算みたいな措置ではなくて、海洋ごみ対策としての本来予算の確保ということが必要ではないかと思います。当面、災害対策ということに国中が追われることになるのは現実だとは思いますが、これで基金が終わって、残りがあるところがほそぼそと続けていくということだけになってしまうと、せっかく法律までおつくりいただいて、こうして進められてきた日本の海洋ごみ対策が非常に停滞する、もしかすると、ここで後退してしまうのではないかという危惧を非常に抱いておりますので、ぜひともそうならないように、関係省庁におかれましても、今後ともよろしくお願いします。

○兼廣座長 ありがとうございます。貴重なご意見、ご質問だと思うのですが。今後の対応というのは、やっぱり非常に大事ですので、継続性を持って進めていただければと思うのですが、今のご意見等について、環境省のほうから何かコメント等ございますでしょうか。

○森海洋環境室長 今後の対応については、確かにおっしゃるとおりでございます。我々としてもできる限り頑張りたいと思いますし、あと調査の報告につきましても、速やかにウェブサイトに乗せられるように、こちらのほうでも業務のほうを頑張りたいと思います。

○西島委員 その件でもう1点だけ、今各県の計画を私見せていただいているのですが、ごみの量の把握がやはり、いずれにせよ、一番基本だと思います。各県の計画では必ずしも、どの計画も量の把握が十分ではありません。またウェブサイトのをのぞいてみても、どの県でどれぐらいの量があるのかというのがつかみにくいのです。もし、よろしければ、環境省のほうで、全体的に各県の計画を見られて、可能なものは、ウェブサイトで公表していただけると、ああ、なるほど日本にこれだけ漂着ごみがあるのだなというのがわかり、かつ国民の理解が得やすいのではないかと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

○兼廣座長 漂着ごみの実量の検討について、もし、差し支えない範囲で、今検討をどこまでされているとか、ご説明願えればと思います。

○新城環境専門員 海洋環境室の新城でございます。先ほど、森のほうから最後の調査ということで、資料5のほうでも説明がありましたが、漂着ごみ状況把握調査ということで、全国的なそういった漂着の現存量、現存量といいますと、平均的にそのごみが浜辺にどれだけ存在しているかというものと、あとどれだけ流れてくるかという漂着フラックスのほうを調査しているところですが、特に、どれだけ存在しているかという、その現存量のほうは、全海岸を網羅的に把握することが実質不可能ですので、清掃活動など、そういった実績から推計ということで、今は値を出しているところがございます、昨年度から開始していて、こちらとしても、値は出ているものはあるのですが、あくまでも推計ということがあって、まだ発展途上段階といえますか、熟度が高い推計になっていないということもございまして、今のところ公表ということには踏み切れていない状況にあります。

一応、ご参考までに申し上げますと、昨年度の漂着ごみの現存量としましては、約7万<sup>m</sup>³ということで、平均的に、全国的にはそれだけのごみがあるというふうな結果が得られておりますが、まだちょっと、自信の持てる値とはなっておりません。そういった状況にあります。

この状況把握詳細につきましては、今後も、次年度以降も調査を継続しておりますので、その調査の精度をどんどん高めて、公表に値するだけの調査としたいと考えております。

○兼廣座長 よろしいでしょうか。鋭意、ほかの委員会でも検討している段階ではあって、非常に既存の調査データ等もあるのですが、できるだけ正確に把握したいということもございまして、まだ公表するまでには至っていないというのが現状なのかもしれません。

できるだけ早く、途中経過でも結構ですので、オープンにできる範囲で、やはり公表はしていくべきかと思ひます。そういう検討をやっているということすら、実は外部からはわからなかつたりしますので、ぜひ、そこら辺はリアルタイムとは言わないまでも、お願ひしたいと思ひます。

います。

○渡邊委員 しつこいようでありますし、若干、事務局非難めいてはいますけれども、実は、去年の、まさにこの専門家会合の場でグリーンニューディールはもう3年であるということですから、24年度予算要求に向けてどうするのかというようなことについて、大分議論があったように記憶しております。その結果、この1年たって、24年度は、とりあえずグリーンニューディールは残ったお金を、余ったところがやるという程度になっておるということで、やっぱり1年間かけて、少なくとも財源的には、あまり進展がないのではというように思います。この調子でいきますと、計画も絵に描いた餅に終わるのではないかという気もしますし、金の切れ目が縁の切れ目になるような気もいたしますので、やっぱり24年度をまずどうするのか、環境省として、どう対応していくのか、各県に対してはどのような対応を求めるのか、実効性をどう担保していくのか、24年度はともかくとして、25年度、じゃあ、これから予算要求の機会があるわけですから、これのときにどう対応していくのか、やっぱり早めに方針を決めて、この専門家会合の場でも、ご説明いただきたいというように思います。よろしくをお願いします。

○兼廣座長 ありがとうございます。皆さんそこが一番関心があるというか、非常に重要な点ですので、何か補足というか、ご説明いただければというふうには思います。

○森海洋環境室長 予算要求のことでございますが、国の予算には通常予算と補正予算と二通りの方法があって、実は、24年度要求においても、当室から予算要求は省内で検討していただいたのですが、なかなか震災もありまして、厳しい状況にございまして、それで、1年延長みたいな形で、今ある基金を延ばして使ってもいいというところは、財務とのやりとりで決まったというところがございます。

それで、簡単に言えば、なかなか通常予算では取りにくいという、テクニカルな面もございまして、それで機会があれば、当室としても要求をして、何とか、グリーンニューディールと同じ形にはならないかもしれませんが、一定の補助率で認めてもらえるようなことを仕込んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

○兼廣座長 ほかに。

○小島委員 せっかくこうやって、関係の方がお集まりなので、今日ご説明いただいたこと以外の、情報提供ですけど、よろしいですか。

○兼廣座長 関連がある内容でしたら、どうぞ。

○小島委員 多国間協力という話題にも関係すると思うのですが、環境省の方々には、以前から情報提供させていただいているのですが、環境省の研究費で愛媛大と九州大と国総研の先生

方が海のごみの研究を6年ほど前からなさっています。私どもの団体でも協力させていただいているのですが、今、化学汚染物質がごみに吸着したり、含有したりしている可能性についてということが、そのテーマの中に入っていて、一部の、これは中国で主に使われていると思われる漁具なのですが、鉛などの重金属が非常に高濃度で見つかっていると。これ以外にも、ロープとか、容器類などからもカドミウムとかクロムなどが検出されているという結果が出ています。間もなく論文も出ますし、あと1年の研究年度のときは、専門家の先生方からそういったまとまった発表があらうかと思いますが、非常に重大なことだと思いますので、大切な情報として、なるべく早い段階で関係の皆様と共有させていただこうと思って、今お話しをさせていただきました。

○兼廣座長 ありがとうございます。そういう視点からの検討というのは、あまりこの中에서도紹介されたりしてないのですが、ぜひ今後、そういう視点からも漂着ごみの問題については、アプローチというか、検討してほしいというふうには思います。私も化学汚染のことをやっていたので、プラスチックへの環境ホルモンとか、化学汚染物質の吸着性については、以前から分析をしたり、関心は持っていますので、今、小島先生から言われたような問題というのは、足りないのかなというふうには思っています。

ほかに。

○三野委員 今、いろいろ先生方からもご意見聞かせていただいて、大変勉強になったのですが、実は、このアンケートの最後に、せつかく都道府県が漂着処理推進法に基づくさまざまな課題というのを提起されているわけですね。ほぼ議論の出された意見にはこれにダブるものがいっぱいあるのですが、事務局として、出されたのを単にまとめるだけじゃなくて、これに対応をしっかりつけていただくと、非常にこのアンケート調査の意味があると思いますので、ぜひ、実施者が感じられた課題とか要請というものに対する、事務局で考えられる対応を少し整理いただくと、次回以降で、可能な限りお願いできればと思いますので、これはお願いです。

○兼廣座長 ありがとうございます。私もそのとおりでと思っていますので、ぜひこの後、アンケート調査をこれだけ整理していただいたのは、1歩も2歩も前進したと思いますが、その後の対応ですか、解析とか、評価、この内容について、そういう点をやはり怠りなくやっていただければというふうには思います。

というのは、昨年度の、1年前の会議の中でも、実はこれと同じような課題とか、問題の整理をされていますので、今年度もう一度データが増えて、新たに加わったのがあるのかなというふうに、ちょっと見ていたのですが、必ずしもそういう新しい部分がないので、やはり最終

的には、内容の評価みたいなのを分析していただきたいというふうに思います。

特に、よろしいでしょうか、環境省さんのほうから。

ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○藤枝委員 私、鹿児島県の地域協議会の座長をしているのですが、やはり地域の、今回取りまとめをしています廃棄物部門ですね、こちらのほうがまだまだ海岸管理のエキスパートではないというところで、少し、うまく回らないというところがあります。彼らにとっても、今回のような議論の場にぜひとも参加する、もしくは先ほどのアンケートの中にもありましたけども、地域計画や協議会のメンバーが一堂に会して情報交換をする場というのは、ぜひとも必要なことで、これまで一般社団法人JEANが海ごみサミットや、それから海ごみプラットホームジャパンという場をつくりまして、民間のほう提供してきました。ですので、これからは、この問題は地域だけの問題ではなくて、国全体、日本全体が手を取り合って対応していかないといけない問題ですので、そういう場もしっかりつくって、次の、今出てきたような問題を次の協議会までに答えを出すという、そういう場をぜひともつくっていただきたいと思います。

私も、西島先生が言われたように、この場は報告を聞く場ではなくて、何か議論をする場だと思ってきたのですが、報告に終わってしまうというのがいつも残念に思っていますので、ぜひとも議題は法改正についてとか、何かそういうものについての専門家の意見を聞くという、もしくは議論するという場にしていいただければと思います。

○兼廣座長 ありがとうございます。ご意見ですけども、貴重なご意見ですが、よろしいでしょうか。

23年度がもう少しで終わるでしょうから、その段階でもいいですから、こういう会議を開くかどうかは別としても、やはり皆さんからそういう意見が出ていますので、全体的な評価、あるいはその解析、今後の対策につないでいけるような、そういう内容にしていいただければと思います。

それと、先ほど来、委員の先生方から指摘あるように、わざわざ今回の成果でも、地域計画が各都道府県できつつありますんで、それがやっぱり頓挫しないように、自立していけるように、ぜひ国のほうもバックアップしていただければというふうに思います。

やっぱり一番大事なところが予算措置ということにもなるでしょうから、ぜひ今後、ご検討願えればというふうに思います。

ご意見なければ、これで、事務局のほうに一旦お返ししますので、ちょっと早いですけれども。

○雪嶋係員 ありがとうございます。では、少し早くなりましたけれども、環境省の水環境課海洋環境室の森よりごあいさつを申し上げます。

○森海洋環境室長 すみません、たびたび私のほうからごあいさつさせていただきますが、本日、本当にお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。ご発言ありました、いろんな提案につきましては、当室で貴重な意見として生かさせていただいて、善処させていただきたいと思います。

今後とも、漂着物対策については、いろいろとご助力いただくこともあるかと思しますので、今後ともひとつよろしく願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○雪嶋係員 ありがとうございます。

では最後に、事務局より今後のスケジュールについてご説明いたします。

本会議の資料は、本会議後、ホームページにアップする予定となっております。また、今月23日には、海岸漂着物対策推進会議を予定しており、本日のご指摘を踏まえ、関係省庁と連携を図っていきたいと考えております。

それでは、ほかに特に何もございませんでしたら、本日の第5回海岸漂着物対策専門家会議は、これにて終了させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございました。

午後3時07分 閉会